

令和6年度第10回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金）午後3時00分から4時03分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（10人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見

4. 欠席委員（4人）

1番	川端	伸造
9番	谷川	聡志
11番	林	恵子
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 現況証明願について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第 6 その他

(1) 2月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第 7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めさせていただきますと思います。

それでは、まず定例総会の開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況についてご報告申し上げます。委員総数24名中、本日の出席委員は17名でございます。なお、1番川端委員、9番谷川委員、11番林委員、14番朝倉委員、推進委員の南坂委員、深川委員、堀川委員から欠席の届出がございました。また、藤野職務代理者につきましては遅刻の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、

10番長谷川委員、13番北委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回、4件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は古屋石塚地係の畑1筆で、面積は350㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

2番につきましては、譲渡人は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は北野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北野地係の田1筆で、面積は519㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

3番につきましては、譲渡人は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は北野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北野地係の田1筆で、面積は950㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

4番につきましては、譲渡人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は田中々地係の田、ほか3筆で、合計面積は2,253㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。6ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番につきまして、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： このことは〇〇〇〇さんからお話がありまして、現地を見まして、隣の地面で畑に使っているということで問題ないと思います。

議 長： ありがとうございました。
次に、番号2番と3番について、3番北田委員、お願いいたします。

3 番： この2件とも事務局の説明どおり、問題はないと思います。
以上。

議 長： ありがとうございました。
次に、番号4番につきまして、6番松井委員、お願いいたします。

6 番： 事務局の説明のとおり、何も問題がないと思われます。

議 長： ありがとうございました。
それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。
(質問、意見なし)
ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 現況証明願について

議 長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。7ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は後山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、後山地係で面積は39㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和45年頃までは農地として利用されていましたが、同年に住宅敷地の一部として整備し、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。申請地の位置図、付近図は8ページになります。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は東山にお住まいの〇〇〇〇さん

でございます。申請の土地につきましては、東山地係の3筆で、面積は合計527㎡、登記地目はいずれも畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、1筆は昭和30年頃まで、2筆は昭和53年頃まで農地として利用されていましたが、その後、住宅敷地の一部として整備され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。申請地の位置図、付近図は9ページになります。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は福井市の〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、前谷地係の11筆で、面積は合計2,555㎡、登記地目は田及び畑でございます。現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地はいずれも数十年以上前より耕作が放棄され、山林原野と化し、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。申請地の位置図、付近図は10ページ、11ページになります。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番と2番について、13番北委員、お願いいたします。

13 番： 2件とも、ただいま事務局が説明したとおりでございます。1番の〇〇〇〇さんにつきましては、何か住宅の建て替えによってその場所が分かっただけということでございます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。
次に、番号3番について、3番北田委員、お願いいたします。

3 番： この件につきましても、事務局の説明どおりです。
以上です。

議 長： ありがとうございます。
次に、本件につきましては、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、6番松井委員に調査結果の報告をお願いいたします。

6 番： 今日の朝、宮腰委員と私と事務局と3名で現地の調査をいたしましたが、事務局の説明どおり、何も問題はないと思われます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 3 番の話なんですけども、申請書は相続財産管理人の弁護士となっているんですけども、これは亡くなった方が、まだはっきりと相続手続が終わってないという形で弁護士に依頼しているという形なんでしょうか。

事 務 局： こちらですけれども、〇〇〇〇さんの相続人の方、皆さん、相続を放棄されてしまって、家庭裁判所がその相続財産管理人を選任するんですけども、今回この〇〇〇〇さんが選任されて、財産管理人ということで今までこの土地の財産管理をされていました。今回これらの土地を購入したいという方がいらっしゃるということで、この財産管理人、今この方が登記簿の名義になっているので、今回、現況証明して地目変更をして売買するという流れになります。

5 番： 形上は、国の財産として移って、相続人がいないということで、国から管財人が買い取ってという形になるのでしょうか。

事 務 局： 詳しい流れはちょっと分からないんですけども、恐らく、本当やったら、このまま買手が見つからなかったら、この相続財産管理人が国庫へ移すという手続に入るのかなと思うんですが、今回買手が見つかったということで、そちらに所有権を移すという流れになる予定です。

議 長： いいですか。

8 番： これに関して、ほかのところでしてる話と同じなもんやで言うんですけども、財産放棄してしまうと、もう誰のもんでもなくなってしまうらしいんですね。ということは、それを始末するときには資格持ってる人、弁護士とか司法書士とかそういう取扱いのできる公的な資格がある人が頭になって、裁判所へ供託金か何か積んで、その所有者、次、売るもんとか、買うもんに移す手続をするらしいですね。

ですから、今これ、買いたい人が見つかったからこの弁護士が入って手続に入ってるんやろうと思うんです。それで、何もないや、下の税務課で聞いたんですけども、誰のもんでもないんで、国のもんでもないし。ただ、その土地について誰か欲しい人があると、弁護士とか何か資格のある人が、裁判所へ50万か100万か知りませんが、供託してその地面が誰のもんって決めるというかね。そういう手続を取るらしいんです。だから、一緒の案件が知ってるところであるもんですから、これ一緒やなと思ってたんですけど。

議 長： よろしいですか。

- 3 番： 補足なんですけど、名前は言えませんが、多分その買い取るという方だと思うんですが、その方が印鑑をもらいに来ました。

議 長： 昨今、こういう事例はちょいちょい出てくると思うんです。相続しないというか、相続放棄するというので。今回たまたま買う人が現れたのでこういう手続に入ってるんだろうと思います。で、そういうことがないともうずっと宙ぶらりん。手続するにも費用がかかりますので、その費用を見越して買い取る方が現れたということで出てきたんだろうなというふうに想像はしますけれども、それがなかったらずっと宙ぶらりんだろうと思います。これからこういう案件が、ちょいちょい出てくるようなちょっと時世になってしまいましたので、残念ですけどそういうことだろうと思います。

ですから、相続放棄したイコール国のもんというふうにはならないと思います。その何年後には分かりませんが、今はそんな状況かなと思います。もしや詳しい方ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、議案第2号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」をご説明いたします。12ページをご覧ください。

あわら市農用地利用集積計画の1月分があわら市から提出されたので、その決定を求めます。

公告予定日につきましては令和7年1月31日金曜日でございます。借手は7名、貸手は15名でございます。利用権設定面積は、賃借権が49筆、9万6,771㎡、うち再設定が、下の表にあります期間別内訳の表の右下のほうに記載のとおり30筆、3万7,514㎡でございます。こちらの期間別内訳につきましては、2年以下の田が17筆、

5万6,446㎡、3年から5年の畑が19筆、1万9,339㎡、6年から9年の田が11筆、1万9,486㎡、10年以上の畑が2筆1,500㎡でございます。

12ページの右側に記載の利用権の移転、所有権の移転はございませんでした。使用賃借権は2筆、5,131㎡で新規設定でございます。

集落別内訳につきましては、番田の田が1筆、横垣の畑が2筆、桑原の田が16筆、牛山の田が1筆、瓜生の田が10筆、山十楽の畑が2筆、北金津の畑が1筆、北潟の畑が5筆、城の畑が11筆でございます。

13ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、借受人は番田の〇〇〇〇でございます。番田の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定でございます。10a当たりの賃借料は1万3,000円でございます。期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年2月27日まででございます。再設定でございます。

2番から次の14ページにわたって5番までにつきましては、借受人は桑原の〇〇〇〇で、桑原の田16筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は2万円でございます。期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。新規設定でございます。

6番につきましては、借受人は瓜生の〇〇〇〇で、牛山の田1筆、瓜生の田9筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は米10kgでございます。期間につきましては、令和7年2月1日から令和13年1月31日まででございます。

7番と8番につきましては、借受人は自由ヶ丘にお住まいの〇〇〇〇さんで、山十楽の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和7年2月1日から令和17年1月31日まででございます。新規設定でございます。

15ページにお進みください。9番から11番につきましては、借受人は北潟の〇〇〇〇さんで、北潟の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和7年2月1日から令和10年1月31日まででございます。

12番から16ページにわたっての14番までにつきましては、借受人は重義の〇〇〇〇〇です。北金津の畑1筆、横垣の畑2筆でございます。利用目的はソバ、野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は5,000円でございます。期間につきましては、令和7年2月1日から令和12年1月31日まででございます。12番につきましては新規設定、13番、14番につきましては再設定でございます。

続きまして、15番、16番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんで、城の畑11筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和7年2月1日から令和12年

1月31日まででございます。再設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

13 番： 議長、1点いいですか。

議長： はい。

13 番： 今の1番から5番までの賃借期間なんですけど、大体一般的には複数年の契約をす
ると思うんですが、この1年というのは理由か何かあるんでしょうか。

事務局： ○○○○さんがほかで賃借権を設定している農地が、ほかのものが令和8年3月
31までの周期というのがたくさんございまして、それと周期を合わせたいというこ
とで、合わせた後、この契約が切れた後は中間管理機構で全部貸し付けるというお
話がありまして1年という設定にされたということです。

以上です。

13 番： はい、了解しました。

議長： ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計
画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見につ
いて

議長： 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に
対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に

対する意見について」をご説明いたします。17ページをご覧ください。

こちらの17ページから18ページにかけては、2月利用権分の農地中間管理事業の満期による更新と新規の一覧になっております。

1番につきましては、番田の田59筆で、利用権を設定する者は21名です。転貸先は〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

2番につきましては、国影の田59筆で、利用権を設定する者は17名です。転貸先は〇〇〇〇が2筆と〇〇〇〇が57筆でございます。契約の更新でございます。

3番につきましては、重義の田8筆で、利用権を設定する者は2名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

4番につきましては、谷畠の田3筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

5番につきましては、東善寺の田2筆で、利用権を設定する者は2名です。転貸先は〇〇〇〇さんです。契約の更新でございます。

6番につきましては、根上りの田4筆で、利用権を設定する者は2名です。転貸先は〇〇〇〇さんです。契約の更新でございます。

7番につきましては、青ノ木の田72筆で、利用権を設定する者は24名です。転貸先は〇〇〇〇さんです。新規設定でございます。

8番につきましては、宮谷の田2筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先は〇〇〇〇さんです。新規設定でございます。

9番につきましては、南金津の田7筆で、利用権を設定する者は4名です。転貸先は〇〇〇〇です。新規設定でございます。

10番につきましては、柿原の田99筆で、利用権を設定する者は41名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新と新規設定でございます。

11番につきましては、波松の田17筆で、利用権を設定する者は16名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

12番につきましては、城の田2筆で、利用権を設定する者は2名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

13番につきましては、井江葭の田1筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

14番から18ページにわたっての20番までは、丘陵地分となります。

14番につきましては、井江葭の畑18筆で、利用権を設定する者は11名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

15番につきましては、牛山の畑11筆で、利用権を設定する者は7名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

16番につきましては、国影の畑13筆で、利用権を設定する者は10名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

17番につきましては、二面の畑4筆で、利用権を設定する者は3名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

18ページにお進みください。18番につきましては、山十楽の畑39筆で、利用権を設定する者は17名です。転貸先は〇〇〇〇が11筆、〇〇〇〇が28筆です。契約の更新でございます。

19番につきましては、清王の畑2筆で、利用権を設定する者は2名です。転貸先は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

20番につきましては、柿原の畑7筆で、利用権を設定する者は5名です。転貸先は〇〇〇〇さんです。契約の更新でございます。

続きまして、19ページから53ページまでにつきましては、ただいまご説明いたしました番号1番から20番までの利用権の設定の土地の詳細を表した一覧になります。ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、54ページにお進みください。こちらは、再貸付分の農用地利用集積等促進計画（案）でございます。利用権の設定を受ける土地は玉木の田12筆でございます。当初の転貸者は〇〇〇〇さんでしたが、地域内の協議により転貸者が〇〇〇〇〇さんに変更になります。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 17ページの9番ですけども、新規ってなってるんですけど、最近のやつでないのかなと思うんですけど、これ、本当に新規なんですか。

事 務 局： 以前までは相対で契約されてたものが、今、契約が切れまして中間管理機構での契約ということになりましたので、中間管理としては新規という扱いにさせていただいております。

5 番： 了解しました。

もう1つ質問なんですけど、18ページの18、19の借受人が〇〇〇〇ってあるんですけど、その住所が千葉県になってるんですね。で、実際、千葉県の会社がこんなあわら市のとこまでどうやって耕作するのかなというの、ちょっと不思議に思ったんですけど。

事 務 局： 〇〇〇〇さんは千葉県が本社なんですけれども、山十楽のほうに事業所があるということで、そこから常駐の作業員さんが耕作をされているというふうに伺っております。

5 番： 了解しました。

浅井推進委員： すみません、ちょっと教えてほしいんですけど、17ページの表に、2番目の地域の国影のところにだけ水張面積書いてあるんですけど、この意味、どういうあれなんかな。ここだけ書いてあるのは。

事務局： こちらの国影の農地については、水張面積で契約をするということで水張面積を載せております。

浅井推進委員： それを知りたかったんですけど、私ら分かんもんだから。ということは、登記上の面積でも水張面積でも、どちらでも契約はお互いに決めればどうにでもなるということやの。例えば、登記上の面積でやるとか、そういう取組はないんですか。

事務局： 当初は中間管理機構は登記面積での契約しか認めていなかったことなんですけれども、市町の判断、あと、地権者さんと耕作者さんの話合いの中で水張面積も認めているという状況にあります。で、水張面積で契約するとしますと、根拠としては細目書、営農計画書に書かれています水張面積を利用して契約していただくということになっております。

議長： よろしいですか。

浅井推進委員： はい。

議長： ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。

なお、番号2番と13番につきましては、○番○○○○委員が関係しています。また、再貸付分54ページについては、○番○○○○委員が関係をしています。まず、それらを除く1番、3番から12番、14番から20番について採決をいたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、1番、3番から12番、14番から20番について、意見なしとすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。1番、3番から12番、14番から20番につ

いては、意見なしと決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いいたします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号2番と13番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

続いて、〇〇〇〇委員、退席をお願いいたします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

再貸付分について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。56ページをお開きください。

農地法3条の3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。今回、7件の届出がございました。56ページの6番は時効取得による所有権の移転、それ以外は全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、北潟の田畑13筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和元年11月9日でございます。

2番の届出につきましては、清間の畑1筆でございます。権利取得者は清間にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年10月28日でございます。

3番の届出につきましては、権世の田2筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年10月4日でございます。

4番の届出につきましては、波松の畑5筆、番堂野の畑1筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成10年8月2日でございます。

います。

5 番の届出につきましては、滝の田畑 5 筆でございます。権利取得者は滝にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和 6 年10月17日でございます。

6 番の届出につきましては、中番の田 1 筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和 6 年10月20日でございます。

7 番の届出につきましては、舟津の田 9 筆、二面の田 3 筆、国影の田 7 筆、重義の田 3 筆、布目の田45筆、東善寺の田 1 筆でございます。すみません、記載は59ページまでにわたっております。権利取得者は二面にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成26年11月27日でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 56ページの 6 番の時効というのが所得事由になってますけど、ここ、もうちょっと説明お願いできますか。

事 務 局： 時効取得は、農地法 3 条の許可の要らない所有権の移転になります。時効取得というのは、農地を20年間、自分の所有としての意思を持って占有し続けているということが要件になっています。

5 番： そうすると、いわゆる民法で言う時効の20年というやつなんですね。

事 務 局： 民法にそういうのがあるのか、ちょっとごめんなさい、不勉強で分からないんですけど、そういうものと同じと考えていただければいいかなと。

5 番： そうすると、真の所有者が20年間何にも言わなかったということになるんですけど。

事 務 局： これ、もう所有権の移転が終わった後に届出がされてるもので、ちょっと内容までは分からないんですが、もともとの地権者の方も自分のものと思われていたのかどうか分からないんですが、今度こちらの農地を取得された方は、自分のものだと思っ20年間何か田んぼを作られていたとか、そういうことに当たると思います。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第 1 号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長 長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」をご説明いたします。60ページをご覧ください。

今回、2件の届出がありました。

1番につきましては、北野の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。売買のための解約でございます。

2番につきましては、番田の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人都合による解約でございます。

以上で説明を終わります。

議長 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議長 長： 次に、その他の(1)「2月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 2月の定例総会につきまして、2月26日水曜日午後1時半から開催したいと思います。

議長 長： 今、事務局から、2月の定例総会につきましては、2月26日水曜日午後1時半から開催するという旨の話がありました。これにつきまして、ご意見等お受けしたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご意見ないようですので、2月の定例総会は、2月26日水曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議長 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： 今、地域計画の地図について説明がありました。ご質問とか、ご意見ありましたら受けたいと思います。

事務局： すみません、今、皆さんにお配りした地図というのは、3か月前の時点で令和5年度の営農計画書を基につくったものでして、その後もちょっと実態として来年度、令和7年度の貸し借りに、まだ移動が結構出てきています。そういったことをまだそこには反映できていなくて、策定される令和7年の3月末には、その段階で最新の情報を入れ込んで地図をつくっていききたいというふうに考えております。

議長： ご質問ありませんか。

5 番： ベースとなっている地図は、グーグルか何かから引っ張ってきてるんですか。

事務局： グーグルではなくて、農業委員会が所持していますシステムがございますので、そちらの地図機能を使ってつくっているというふうになります。

5 番： 実際は、金津高校の前の田んぼは既に店ができてますので、これを見るとまだ田んぼみたいな感じになってますので。

事務局： 分筆だったり、そういう転用なんかの関係がまだちょっと反映されてないというところは確かにございます。で、地域の方に、農家組合長さん宛に地域計画案と地図をお送りしたときに、そういった指摘もたくさん受けていまして、実は。形が違うとか、ここはうちの田んぼじゃなくて隣の地区なんやとか、そういった字境なんかもかなり細々していて、そういった指摘もかなり受けているので、ちょっと3月末までにそういったところも全部修正していかなくてはいけないというふうには考えております。

今後のスケジュールについてもちょっと触れておきたいところなんですけれども、今、地域計画を地域の方から意見をもらって修正をしているという段階でございます。そういった過程の中でその修正がある程度終わりましたら、国の法律の決まりで農業委員会と、あと、福井県農業共済協同組合、JAさんですね。JAさんと土地改良団体に意見照会を行うことというのが実は法律で決められています。その中に農業委員会も入っていますので、来月の農業委員会で、この地域計画について議案として、あわら市からの意見照会という形で提出させていただく予定を考えております。

で、この意見照会なんですけど、あくまで今つくっている81地区の地域計画1つ1

つの地域ごとの、この地域計画はいい、この地域計画はよくないとか、そういったものを判断していただくものではありませんで、あわら市においては81地区の地域計画をつくるんだと、基本的には吉崎を除く全地区においてつくられる。で、水田と丘陵地の畑作は別々に地域計画を持つ。そういったことだったり、その地域計画それぞれには目標地図を備えつけますよと。その目標地図は、集積率の高いようなところは、さっき申し上げたとおり、現況地図イコール目標地図になっている地域もあるし、まだまだのところはまだ色が塗れていない、そういった地図になりますよ、そういったことをご審議いただく。審議といいますとあれですけども、意見がある、ないということを最終的には審議していただくことになりますので、先ほど申し上げました内容について、皆さんにご承認いただくというような形になると思います。

で、今回私のほうから、水田についての地域計画の本編と地図については説明いたしました。北部丘陵地のほうは丘陵地のほうで、丘陵地支援センターの職員が今、地域計画をつくっております。次回の農業委員会ときには、最初に丘陵地のほうの地域計画についてちょっと説明させていただいて、その後、それも含めてあわら市の地域計画はこのようにつくりますということでご承認いただきたいということで、議案を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長： ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、これでとどめたいと思います。

では、もう1点お願いします。

事務局： 【説明】

浅井推進委員： 1ページの業務報告の中で、氷見市の農業委員会と意見交換してますよね。

ちょっともしよろしければ、どういうんか背景というんか、どんな内容かちょっと教えてもらえんかね。どんな問題意識で意見交換してるか、言えるなら。

事務局： すみません、私のほうから少し説明させていただきます。

昨日、氷見市の農業委員の方がこちらのほうに視察に来ました。視察の主な内容として、集積率を上げていくにはどうしたらいいんですかというような内容が主だったと思います。あわら市の集積率、結構高く75ぐらいあると。一方、氷見市のほうは、五十ちょっとやったですかね。ぐらいで、それ以上上がって行かないというのが懸念材料だったというふうに聞いています。

で、これを上げていくためにはどうしていくかという、荒廃地とか遊休地が結

構氷見市さんもあるということで、そこを非農地判断して、要は率の分母のほうを削っていく。農地のほうの面積全体を少なくして率を上げていこうかというようなことを考えていたそうです。で、あわら市は75ぐらいあるので、どうやってそんなに上がったんですかというようなことを聞いてました。

あわら市のほうは昔からといいますか、相対でというか、つくっている地域ごとをお願いしているところで自然と集積率が高まっていったということでした、わざわざ我々が非農地判断をして上げていったという経緯はないんですよというようなご説明を申し上げました。というような、ほかにもちょっとあったんですけど、それが主だったと。

浅井推進委員： 私、聞いたのは、イメージで、ここ、ハトムギ茶が確か有名やったね。

事務局： そうですね、おっしゃってましたね。

議長： ありがとうございます。

ほかにご質問ありませんか。せっかくの機会です。その他ということで、委員の方から何かありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ご質問がないようですので、本日はこれでとどめたいと思います。どうもありがとうございました。

令和7年1月24日

議 長

委 員

委 員